⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 6, January, 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M. 13, February, 2020 (tenders brought along : 12 : 00 A.M. 13, February, 2020 or tenders submitted by mail : 12 : 00 A.M. 13, February, 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Facilities Planning Division, Facilities Planning Department, Okayama University, 1―1―1, Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama-shi, Japan 700―8530 TEL 086―251―7123

入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本公告に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和元年12月16日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　杉山　　浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第２号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務の名称

令和２年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務

⑶　業務内容

本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して、日本国政府の財政支出で整備する事業（以下「日本側負担事業」という。）が適正に執行されるよう建設工事等の進捗の確認（定例会議及び現場確認等への参加及び支払い状況の確認を含む）、必要な検査への参加、契約変更等の調整に関する補助業務を行うものである。

⑷　履行期限　令和３年３月31日まで

⑸　本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

⑹　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「A」の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

※なお、契約締結日において、平成31・32年度の前記に係る資格の決定を受けている必要がある。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に地方防衛局長等から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成21年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務（※）の実績を有すること。

ア　同種業務：日本国内外における米軍施設に関する業務

イ　類似業務：米国内における施設の業務又は米国外における公共施設で米国の公的な設計基準を用いた業務

なお、当該業務実績が防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）、又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

※「業務」とは計画、設計・積算、施工、監理又は環境影響評価の実務をいう。

⑹　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑺　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。技術者（管理技術者、総括技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員）は、以下に示す条件を全て満たす者とし、管理技術者については建築、電気、機械、土木より職種を問わず１名配置すること。（管理技術者は、総括技術者・主任技術者・担当技術者及び技術員のいずれも兼ねることはできない。）総括技術者については建築、電気、機械、土木より職種を問わず１名以上配置すること。なお、総括技術者は主任技術者及び担当技術者を兼ねることができる。主任技術者については各職種（建築、電気、機械、土木及び環境）１名以上配置すること。なお、主任技術者は担当技術者を兼ねることができる（主任技術者は総括技術者を兼ねることができない。）。担当技術者は２名以上配置すること。なお、職種は問わない（担当技術者は主任技術者及び総括技術者を兼ねることができない。）。技術員については１名以上配置すること。なお、職種は問わない（技術員は総括技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることができない。）。

ア　配置予定管理技術者（建築・電気・機械・土木）　配置予定管理技術者については、該当する職種において、次の①から④に示す条件をすべて満たす者である。

①　資格

a　建築　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。

(a)　資格

i　建築士法　第２条第２項に規定する一級建築士

ii　建築士法　第２条第５項に規定する建築設備士

iii　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）

iv　一級建築施工管理技士

v　ＡＰＥＣ　Engineer（Structural）

(b)　経験

i　大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者。また、発注者として技術的な業務を行った経験年数を認めるものとする。

ii　公共工事の業務経験を有するもの。

(c)　実績

i　同種業務：日本国内外における米軍施設に関する調整を行った業務で平成21年度以降に完了したもの。

ii　類似業務Ⅰ：日本国内外における米軍施設に関する業務で平成21年度以降に完了したもの。

iii　類似業務Ⅱ：米国内における施設の業務で平成21年度以降に完了したもの、又は米国外における公共施設で米国の公的な設計基準を用いた業務で平成21年度以降に完了したもの。